

○小牧市都市公園条例

昭和 5 0 年 3 月 3 1 日

条例第 2 1 号

改正 昭和 5 1 年 6 月 3 0 日 条例第 3 1 号

昭和 5 2 年 3 月 3 1 日 条例第 2 1 号

昭和 5 9 年 1 2 月 2 5 日 条例第 3 4 号

昭和 6 0 年 1 2 月 2 5 日 条例第 4 1 号

昭和 6 2 年 6 月 2 4 日 条例第 2 9 号

昭和 6 3 年 3 月 3 0 日 条例第 1 5 号

昭和 6 3 年 1 2 月 2 3 日 条例第 2 7 号

平成元年 3 月 3 0 日 条例第 1 0 号

平成 4 年 3 月 3 1 日 条例第 1 7 号

平成 5 年 6 月 3 0 日 条例第 1 7 号

平成 8 年 6 月 2 4 日 条例第 1 9 号

平成 9 年 3 月 2 8 日 条例第 4 号

平成 9 年 1 0 月 3 日 条例第 2 2 号

平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 4 号

平成 1 2 年 9 月 2 9 日 条例第 3 7 号

平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日 条例第 2 9 号

平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 条例第 2 3 号

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 条例第 5 0 号

平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 7 号

平成 2 3 年 3 月 3 1 日 条例第 3 号

平成 2 5 年 3 月 2 7 日 条例第 1 5 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日 条例第 3 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 条例第 5 1 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 条例第 1 9 号

平成 2 8 年 1 2 月 2 7 日 条例第 4 5 号

平成 2 9 年 1 0 月 3 日 条例第 3 4 号

平成 30 年 3 月 28 日 条例第 16 号

令和元年 6 月 28 日 条例第 20 号

令和元年 12 月 25 日 条例第 56 号

令和 5 年 9 月 20 日 条例第 22 号

令和 5 年 9 月 20 日 条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において「有料公園施設」とは、使用料を徴収して利用させる公園施設をいう。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第 1 条の 3 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

(2) 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とす

る都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 7 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

（都市公園の管理）

第 1 条の 5 市長は、都市公園の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（行為の制限）

第 2 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、小牧市スポーツ公園に設置する有料公園施設（以下「小牧市スポーツ公園運動施設」という。）の利用に伴う行為については、この限りでない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他の催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 規則で定める公園施設内に広告物を掲出すること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長等に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長等は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長等は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係る行為については、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 他の利用者に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(公園施設の利用)

第5条 別表第1に掲げる公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第2条第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(有料公園施設)

第 5 条の 2 有料公園施設は、別表第 2 のとおりとする。

2 有料公園施設（小牧市スポーツ公園運動施設を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 この条例に定めるもののほか、小牧市スポーツ公園運動施設の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

(利用の禁止又は制限)

第 6 条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第 7 条 法第 5 条第 1 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 公園施設の種類
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事実施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 公園施設の名称及び場所
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合

ア 公園施設の名称及び場所

イ 変更事項

ウ 変更理由

エ その他市長の指示する事項

2 法第 6 条第 2 項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(許可を要しない軽易な変更)

第 7 条の 2 法第 6 条第 3 項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替で、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第 8 条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第 8 条の 2 次の各号に掲げる許可（第 3 項において「許可」という。）を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、年度ごとに、当該各号に定める額（その額が 1 0 0 円に満たないときは、1 0 0 円）の使用料を納付しなければならない。

(1) 法第 5 条第 1 項の許可（公園施設の設置に係るものに限る。）又は

法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可 別表第 3 に定めるところにより算出した額。ただし、当該許可の期間が 1 月未満の場合は、同表に定めるところにより算出した額に 1. 1 を乗じて得た額

(2) 法第 5 条第 1 項の許可（公園施設の管理に係るものに限る。）又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可 別表第 3 に定めるところにより算出した額に 1. 1 を乗じて得た額

2 有料公園施設（小牧市スポーツ公園運動施設を除く。）を利用しようとする者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。

3 第 1 項の使用料は許可に係る当該施設若しくは物件の設置又は施設の利用（以下この条において「行為」という。）の開始日までに、前項の使用料は利用の許可の申請の際に徴収する。ただし、行為の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、当該年度分を当該年度の 4 月 30 日（この日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日等でない日）までに徴収する。

4 市長は、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において都市公園を公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減免することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、還付することができる。

（監督処分）

第 9 条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてなした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園より退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管したときの公示)

第 9 条の 2 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、小牧市公告式条例(昭和 30 年小牧市条例第 3 号) 第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

2 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(届出)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長(第 5 号に該当する場合は、市長等)に届け出なければならない。

- (1) 法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が公園施設の設置若しくは都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第 1 号に掲げる者が法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第 10 条の 2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

第 10 条の 3 指定管理者の指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる基準に従い、適当と認められる団体を選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用を確保するとともにサービスの向上を図ることができること。

(2) 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図るものであるとともに管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) その他都市公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 10 条の 4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の許可に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し市長が必要と認める業務

(管理の基準)

第 10 条の 5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従って都市公園の管理を行わなければならない。

(規則への委任)

第 11 条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

(1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(2) 第 4 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した者

第 13 条 法第 5 条の 11 の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、前条の規定の適用については市長とみなす。

附 則

1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に権原に基づいて都市公園において第 3 条第 1 項各号に掲げる行為をしている者は、その権原に基づいてなお当該行為をなすことができるものとされている期間、従前と同様の条件により当該行為をすることについて同条第 1 項の許可を受けた者とみなす。

附 則 (昭和 51 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 21 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 59 年条例第 34 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年条例第 41 号)

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年条例第 2 9 号）

この条例は、昭和 6 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年条例第 1 5 号）

この条例は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年条例第 2 7 号）

この条例は、昭和 6 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 1 0 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 1 7 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は同年 6 月 1 日から、附則第 3 項の規定は公布の日から施行する。
- 2 平成 4 年 6 月 1 日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（同年 6 月 2 9 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、改正後の小牧市都市公園条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 4 年 6 月 1 日前に公園施設の管理又は公園施設の利用（同日以後の期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用に限る。）について許可を受けた者からは、改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同日前においても当該管理又は利用に係る新条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成 5 年条例第 1 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 1 9 号）

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

8 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（平成 9 年 4 月 29 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第 17 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 施行日前に公園施設の管理又は公園施設の利用（施行日以後の期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用に限る。）について許可を受けた者からは、第 17 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成 9 年条例第 22 号）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 10 年 4 月 1 日前に都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 2 項若しくは第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は改正前の小牧市都市公園条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受けたことにより都市公園を使用していた者が同日以後において引き続き同一の使用物件により当該都市公園を使用する場合の当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用料の額は、改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項及び別表第 2 の規定により算出した当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用料の額が当該使用物件に係る平成 9 年度の使用料の額（当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間と当該使用物件に係る平成 9 年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該使用物件に係る平成 10 年度以後の各年度の使用の期間に相当する期間を当該使用物件に係る平成 9 年度の使用の期間として旧条例第 8 条の 2 第 1 項及び別表第 2 の規定により算出した当該使用物件に係る使用料の額）に平成 9 年 4

月 1 日から平成 1 0 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指数とする 1. 1 のべき乗を乗じて得た額（以下「調整使用料額」という。）を超える場合は、調整使用料額とする。

附 則（平成 1 2 年条例第 4 号）

- 1 この条例は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年条例第 3 7 号）

この条例は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項にただし書を加える改正規定及び次に掲げる改正規定のうち小牧市スポーツ公園に係る部分は、小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例（平成 1 2 年小牧市条例第 3 8 号）の施行の日から施行する。

- (1) 第 5 条の次に 1 条を加える改正規定
- (2) 第 8 条の 2 第 1 項の次に 1 項を加える改正規定
- (3) 別表第 1 の次に 1 表を加える改正規定

附 則（平成 1 4 年条例第 2 9 号）

この条例は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年条例第 2 3 号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 0 9 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 5 0 号）

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年条例第 3 7 号）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年条例第 3 号）

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 1 5 号）

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 3 2 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（施行日前から平成 26 年 4 月 29 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第 8 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用について許可を受けた者からは、第 8 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

8 施行日前に施行日以後の日を利用期間に含む定期利用券を発行する場合の使用料の額については、第 8 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例別表第 4 に規定する額を適用する。

附 則（平成 27 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から起算して 7 日を経過した日から施行する。ただし、第 4 条第 5 号及び第 7 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 19 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 45 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 4 条ただし書の改正規定、第 2 条中第 8 条の 2 第 3 項ただし書の改正規定、第 3 条中第 9 条第 1 項ただし書の改正規定並びに第 4 条中別表（1）の表の改正規定、別表（2）の表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項及びその他の土地の占用の項の改正規定並びに別表備考第 5 号の改正規定は、公布の日

から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 16 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 20 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

7 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（施行日前から令和元年 10 月 30 日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第 9 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用について許可を受けた者からは、第 9 条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る第 9 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号に定める額の使用料を徴収することができる。

9 第 9 条の規定による改正後の小牧市都市公園条例別表第 4 の規定は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 56 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受けたこ

とにより都市公園を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該都市公園を占有する場合の当該占有物件に係る令和 2 年度以後の各年度の使用料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合につき、当該占有物件に係る令和元年度の使用料の額（当該占有物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあっては、当該占有物件に係る令和 2 年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間として改正前の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 及び別表第 3 の規定により算出した当該占有物件に係る使用料の額）に平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年度以後の各年度の 4 月 1 日までに経過した年数を指数とする 1.2 のべき乗を乗じて得た額（以下この項において「調整使用料額」という。）とする。

(1) ガス事業法第 2 条第 1 2 項に規定するガス事業者、電気事業法第 2 条第 1 項第 1 7 号に規定する電気事業者及び電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者 改正後の小牧市都市公園条例第 8 条の 2 及び別表第 3 の規定により算出した当該占有物件に係る令和 2 年度以後の各年度の使用料の額（次号において「新使用料額」という。）を当該占有者の事業所ごとに合計した額が調整使用料額を当該占有者の事業所ごとに合計した額を超える場合

(2) その他の者 新使用料額が調整使用料額を超える場合

附 則（令和 5 年条例第 22 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（小牧市都市公園条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年条例第 28 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市都市公園条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料から適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

名称	公園施設
間々公園	野球場
桃花台第2公園	野球場
桃花台第3公園	野球場
一色ふれあい公園	野球場
桃花台第4公園	野球場
織田井戸公園	野球場
市之久田中央公園	野球場
桃花台第1公園	野球場
桃花台中央公園	テニスコート
城見公園	野球場
小針公園	野球場

別表第2（第5条の2関係）

名称	有料公園施設
市民四季の森	ディスクゴルフ場
	パークゴルフ場
小牧市スポーツ公園	総合体育館
	サッカーグラウンド

別表第3（第8条の2関係）

使用区分	単位	金額（単位円）
公園施設を設ける 場合	法第5条の2第1 項に規定する公募 対象公園施設	使用面積1平方メ ートル1年につき 当該都市公園 の敷地1平方 メートル当た

		りの適正な評価額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額に 12 を乗じて得た額を下回らない額で当該公募により決定した額
その他の公園施設	使用面積 1 平方メートル 1 年につき	当該都市公園の敷地 1 平方メートル当たりの適正な評価額に 1,000 分の 3 を乗じて得た額に 12 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額)。ただし、入札、公募等を経て許可をする場合は、当該額を下回らない額で当該入札、公募等によ

				り決定した額
公園施設を管理する場合			使用面積 1 平方メートル 1 年につき	当該都市公園の敷地 1 平方メートル当たりの適正な評価額に 1,000 分の 4.5 を乗じて得た額に 12 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた額)
都市公園を占用する場合	電柱、電話柱その他これらに類するものの	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	1, 100
		第 2 種電柱	1 本 1 年につき	1, 600
		第 3 種電柱	1 本 1 年につき	2, 200
		第 1 種電話柱	1 本 1 年につき	940
		第 2 種電話柱	1 本 1 年につき	1, 500
		第 3 種電話柱	1 本 1 年につき	2, 100
		その他の柱類	1 本 1 年につき	94
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個 1 年につき	1, 900
	送電塔その他これに類するもの		使用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 900
	水管、下水道管、ガス	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	40

管その他 これらに 類するもの	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 7
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	8 5
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 1 0
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1 7 0
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	2 3 0
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	4 0 0
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	5 7 0
	外径が 1 メートル以上のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	1, 1 0 0
標 識		1 本 1 年につき	1, 5 0 0
競技会、展示会、博覧会その他の催しのため設けられる仮設工作物又は工事用板囲い、		使用面積 1 平方メートル 1 月につき	2 3 0

	足場、詰所その他の工事用施設若しくは土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		
都市公園において行為をする場合	行商、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	1 日につき	7 1 0
	業として映画の撮影を行う場合	1 日につき	7 , 1 0 0
	興業を行う場合	使用面積 1 平方メートル 1 月につき	2 6 0
	競技会、展示会、博覧会その他の催しを行う場合	使用面積 1 平方メートル 1 日につき	1 0
	広告物を掲出する場合	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	1 5 , 0 0 0 円 以内で市長が定める額

備考

- この表において、「第 1 種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電柱」とは電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電柱」とは電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- この表において、「第 1 種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電話柱」とは電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電話柱」とは電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 使用面積若しくは表示面積若しくは使用物件の長さが 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 4 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは日割をもつて計算するものとする。

別表第 4（第 8 条の 2 関係）

区分			使用料（単位 円）		
			利用券	定期利用券	
				1 月	3 月
市民四季の森	ディスクゴルフ場	小 人	1 人 1 回につき	1, 4 7	3, 8 8
		等	1 1 0	0	0
		大人	1 人 1 回につき	2, 9 3	7, 8 6
			2 2 0	0	0
	パークゴルフ場	小 人	1 人 1 回につき	2, 9 3	7, 8 6
		等	2 2 0	0	0
		大人	1 人 1 回につき	5, 8 7	1 5, 8
			4 2 0	0	2 0

備考

- 1 この表において、「小人等」とは 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者及び市内に居住する者で 60 歳以上のものを、「大人」とは小人等以外の者をいう。
- 2 この表において「1 回」とは、18 ホールを 1 周する利用をいう。ただし、1 周を満たすことなく中途退場した場合も「1 回」とみなす。
- 3 定期利用券は、1 月又は 3 月の間利用回数を制限されることなく

利用できるものとする。ただし、市長が公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 この表に掲げる有料公園施設については、220円券11枚つづり2,200円及び110円券11枚つづり1,100円の有料公園施設共通回数利用券を発行することができる。